

第 9 期 介護保険料

令和 7 年 4 月 1 日～

対 象 者		基準割合	改定後保険料
第 1 段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で老人福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80.9 万円以下の人	基準額 × 0.455	年額 27,300 円 (納付額は保険料軽減補助金により年額 17,100 円)
第 2 段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得額+課税年金収入額が 80.9 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.685	年額 41,100 円 (納付額は保険料軽減補助金により年額 29,100 円)
第 3 段階	世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得額+課税年金収入額が 120 万円超の人	基準額 × 0.690	年額 41,400 円 (納付額は保険料軽減補助金により年額 41,100 円)
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の所得金額+課税年金収入額が 80.9 万円以下の人	基準額 × 0.900	年額 54,000 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第 4 段階以外の人	基準額	年額 60,000 円
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.200	年額 72,000 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 × 1.300	年額 78,000 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 × 1.500	年額 90,000 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額 × 1.700	年額 102,000 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 × 1.900	年額 114,000 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 × 2.100	年額 126,000 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額 × 2.300	年額 138,000 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	基準額 × 2.400	年額 144,000 円